

従業員の健康づくりにミナレク運動の「レクリエーション指導者派遣事業」を活用しませんか？

資格を持った指導者が、「楽しく健康になれる」レクリエーションプログラムを提供します！！

基本コース

レクリエーションを気軽に利用したい団体向け
(年1回のみ)



- ◆ 休憩時間にできるレクスポーツ
- ◆ 職員同士の交流を深めるアイスブレイク

オーダーメイドコース

継続的にレクリエーションに取り組みたい団体向け
(複数回)



- ◆ プログラム開始前にヒアリングを実施し計画の立案を行います。

<申込方法>

ご希望のコースのレクリエーション指導申請書を
メール・FAX・郵送のいずれかでご提出ください。

✉ info@gifu-recreation.or.jp

📄 058-216-0622

📍 岐阜市長良福光大野2675-28
(岐阜メモリアルセンター内)

県民みんなが「レクリエーション」
を実践して、体・心・頭の健康を
増進させ、楽しく健康長寿につな
げる取組が「ミナレク運動」だよ!!



今年の禁煙週間のテーマは「知っている？たばこのルール」

望まない受動喫煙を防止するための取組みはマナーからルールへ変わったことをご存じですか？

ルール① 施設内では原則禁煙

施設の所有者や管理者は、受動喫煙を防止する責務があります。

対象施設の類型	規制内容 ※	例外的に喫煙できる場所
第一種施設 学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎など 	原則 敷地内禁煙 (令和元年7月1日から義務化)	特定屋外喫煙場所
第二種施設 第一種施設及び喫煙目的施設以外の多数の人が利用する施設 事務所、工場、飲食店など 	原則 屋内禁煙	喫煙専用室 加熱式たばこ専用喫煙室
既存特定飲食提供施設 以下の要件に全て該当する小規模な飲食店 (要件) ・令和2年4月1日時点で存在する ・客席面積100㎡以下 ・個人あるいは資本金又は出資総額5,000万円以下 	原則 屋内禁煙	喫煙専用室 加熱式たばこ専用喫煙室 喫煙可能室
喫煙目的施設 公衆喫煙所 喫煙可能なたばこ店 喫煙を主目的とするバー・スナック 	喫煙目的室以外の屋内禁煙	喫煙目的室

※屋内のうち、「人の居住の用に供する場所」、「宿泊施設の客室(個室に限る)の場所」は、規制の適用除外。

ルール② 20歳未満の方の喫煙エリアへの立入禁止

20歳未満の方は、喫煙を目的としない場合であっても、喫煙エリア(屋内、屋外を含めた全ての喫煙室、喫煙設備)へは立入禁止です。たとえ従業員であっても立ち入らせることはできません。

ルール③ 各種喫煙室の設置と標識の掲示

喫煙可能な設備を持ち、喫煙することができる場所とするときは、出入口の見やすい箇所に必ず標識の掲示をしなければなりません。

※お店の出入り口にも標識の設置が必要です。



▶ ぎふ禁煙宣言はお済みですか？



『敷地内全面禁煙』の実施を宣言する施設に「ぎふ禁煙宣言ステッカー」を配布しております。ご希望の方は所轄保健所へお申込みください。また、宣言をされた施設は岐阜県HPIにて公表させていただいております。※公表しないこともできます。

【WEB申請】
申し込みはこちらから↓



▶ 禁煙をしたい方へ

禁煙に挑戦してみたいけど難しい、という方は禁煙外来を受診してみませんか？一部市町村では禁煙治療費の助成もしています。(関市、高山市、多治見市)

【禁煙外来一覧】
岐阜県内の禁煙外来の一覧はこちらから

